

平成29年度第2回 定期監査結果報告書

健康福祉部

(高齢福祉課、障害福祉課、健康推進課)



武 監 発 第 4 4 号
平成30年3月28日

武蔵村山市長
藤 野 勝 様

武蔵村山市監査委員 原 田 友 義

武蔵村山市監査委員 田 口 和 弘

平成29年度第2回定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

平成29年度第2回定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象

健康福祉部（高齢福祉課、障害福祉課、健康推進課）

3 監査の範囲

平成29年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理又は事務の執行

4 監査の期間

平成29年12月22日（金）から平成30年3月20日（火）まで

5 監査の方法及び着眼点

監査の範囲の事務が、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨にのっとり、公正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、監査に必要と認められる資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類を検証し、事務処理状況を確認した。

6 監査を実施した監査委員

原 田 友 義

田 口 和 弘

第2 監査の結果

1 監査の結果

事務の執行は、おおむね良好で、公正で合理的かつ効率的に執行されているものと認められた。

以下、説明事項調書に基づき実施した、審査項目ごとの内容を述べる。

(1) 概要及び分掌事務について

事務の概要及び武蔵村山市組織規則に基づく事務について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適切に執行されている。

(2) 台帳等目録について

抽出により台帳等を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(3) 予算執行について

歳入・歳出予算執行状況及び資金前渡の処理状況を確認したところ、おおむね適正に執行されている。

(4) 委託料について

抽出により委託契約書等を確認したところ、おおむね適正に執行されている。

(5) 負担金、補助金及び交付金について

負担金、補助金及び交付金の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(6) 扶助費について

扶助費の対象事業について、関係職員から説明を聴取したところ、おおむね適正に執行されている。

(7) 物品管理について

抽出により備品の管理状況を確認したところ、おおむね適切に管理されている。

(8) その他について

時間外勤務の実績並びに市民からの要望及び苦情等について内容を聴取したところ、おおむね適切に執行、対応している。

2 各課への要望等

(1) 高齢福祉課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、「高齢者が健康で安心して暮らせるまち」を目指して、諸施策に取り組んでいただきたい。

なお、平成29年度は、計画策定などで時間外勤務が多くなっていますが、健康管理には十分留意していただきたい。

(2) 障害福祉課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、「障害のある人もない人も、お互いに尊重し、支え合いながら地域で共に暮らせるまち」を目指して、諸施策に取り組んでいただきたい。

なお、備品を廃棄した場合には、すみやかに台帳処理願いたい。

(3) 健康推進課

今後も事務執行については、適正・的確な対応をお願いするとともに、「健康寿命の延伸、心身の健康の増進」に向け、「楽しく食べて、生き生き過ごす地域と人が織りなす健康なまち」を目指して、諸施策に取り組んでいただきたい。

なお、備品を廃棄した場合には、すみやかに台帳処理願いたい。